

石川県発注建設工事の下請負契約における社会保険等加入対策について

**平成30年1月1日以降に契約を締結する全ての県発注工事について、県工事の受注者が、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）に加入していない者と下請負契約（一次下請負契約）を締結することを禁止します。**

社会保険等未加入の者と下請負契約を締結していた場合は、県から当該下請負人に対し、**加入指導・関係機関への通報等**を行うほか、受注者に対して**指名停止措置等**を行う場合があります。

県発注建設工事を受注された場合は、下請負人の選定について、保険料の領収書等により社会保険の加入状況を確認するなど、十分ご注意くださいようお願いいたします。

**※各保険の根拠法において適用除外とされている者（従業員を雇用していない個人事業主など、法律上の保険加入義務がない者）と下請負契約を締結することは問題ありません。**

○ 実施内容

**対象** 平成30年1月1日以降に県と契約を締結する全ての工事

**内容** 施工体制台帳の「保険加入の有無」欄が「未加入」となっている一次下請負人がいた場合は、契約条件に違反するものとして、受注者に対し、指名停止措置等を検討します。  
なお、下請負金額3千万円（建築一式工事の場合は4千5百万円）未満の工事についての指名停止措置は、平成30年4月1日以降に県と契約を締結する工事から適用とします。

